

経済産業省

20151023貿局第1号
輸出注意事項27第28号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年11月11日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）

改正後	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>① 申請理由書 (別紙様式) 1通</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(3) 申請における留意点</p> <p><u>別紙第1に定める35の3の項(1)の水銀化合物のうち、塩化第一水銀(塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)、酸化第二水銀(酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)、硫酸第二水銀(硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物(硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)</u>並びに<u>硫化水銀(辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合(辰砂に含まれる場合を除く。))は、硫化水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。</u>については、「<u>特定の水銀、水銀化合物及び特定水銀使用製品等の輸出承認について(平成27年11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第25号)</u>」に基づき、輸出承認の申請を行ってください。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別紙第1</p> <p>1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>① 申請理由書 (別紙第3) 1通</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別紙第1</p> <p>1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))</p>

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs条約 対象
(1)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)
(24) 水銀(水銀及びその混合物(水銀の合金を含む。)であって、水銀の濃度が全重量の9.5パーセント未満のものに限る。)及び水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)	(略)	(略)	(略)
(25)～(43) (略)	(略)	(略)	(略)

2～5 (略)
別紙第2 (略)
別紙様式

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電 話
担当者名

化学物質輸出承認申請理由書

当該貨物は、以下のとおりであり、輸出貿易管理令別表第2の3.5の3の項()に該当するので申請します。

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs条約 対象
(1)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)
(24) 水銀及び水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)	(略)	(略)	(略)
(25)～(43) (略)	(略)	(略)	(略)

2～5 (略)
別紙第2 (略)
別紙第3

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電 話
担当者名

化学物質輸出承認申請理由書

当該貨物は、以下のとおりであり、輸出貿易管理令別表第2の3.5の3の項()に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名、数量、総額等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量	単価	総額

(2) 当該貨物の外観及び荷姿

(3) 当該貨物（含有物については規制物質）の IUPAC 名

(4) 当該貨物の通称名

(5) 当該貨物（含有物については規制物質）の CAS No.

(6) 当該貨物（含有物については規制物質）の国連番号

(7) 当該貨物の輸出統計品目番号 (HS コード)

(削る)

(8) 船積予定時期

(9) 別表第 2 に該当する具体的理由

(削る)

1. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名、数量、価格等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量	単価	総額

(2) 当該貨物の外観及び荷姿

(3) 当該貨物（含有物については規制物質）の IUPAC 名

(4) 当該貨物の通称名

(5) 当該貨物（含有物については規制物質）の CAS No.

(6) 当該貨物（含有物については規制物質）の国連番号

(7) 当該貨物の輸出統計品目番号

(8) 当該貨物に対する輸出令以外の規制法規名及び同法規規定物質名

(9) 船積予定時期

(新設)

2. 別表第 2 に該当する具体的理由

2. 製造業者又は輸入業者

製造業者（輸入業者）名 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属) _____

電 話 _____ 内 線 _____ FAX _____

3. 貨物の仕向地、輸送ルート

積出港 _____ 経由地 _____ 最終仕向地 _____

4. 買主

会 社 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ FAX _____

5. 荷受人

会 社 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ FAX _____

6. 最終需要者

会 社 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ FAX _____

最終用途 _____

7. 当該貨物の輸出実績（※過去に同一の貨物を同一の買主及び最終需要者に輸出実績のある場合に記載のこと）

買主名： _____

3. 製造業者又は輸入業者

製造業者（輸入業者）名 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属) _____

電 話 _____ 内 線 _____ FAX _____

4. 貨物の仕向地、輸送ルート

積出港 _____ 経由地 _____ 最終仕向地 _____

5. 買主

会 社 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ FAX _____

6. 荷受人

会 社 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ FAX _____

7. 最終需要者

会 社 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ FAX _____

最終用途 _____

8. 当該貨物の輸出実績

(新設)

最終需要者：

<u>承認年月日</u>	<u>仕向地</u>	<u>数量</u>	<u>輸出承認番号</u>	<u>備考</u>

8. その他（当該貨物の輸出に関する今後の見通し等）

(新設)

<u>年 月 日</u>	<u>数 量</u>	<u>仕 向 地</u>	<u>備 考</u>

9. その他（当該貨物の輸出に関する今後の見通し等）
